

8月28・29日 武田説明会での出来事

報告・山影冬彦

・8月28日の出来事

〔入場を拒否される〕

8月18日付けで「事業予告板」が掲げられたことを受け、8月28日19時より藤沢市高谷会館にて新研究所建設について「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱」に係わる説明会が武田薬品によって開催された。新研究所の建設自体のみならず、現時点での説明会の設定についても様々な疑問を持つものとして、開始時刻より15分程前に高谷会館に向かい、玄関先で武田薬品によって入場を拒まれた。拒まれた地域住民は20～30名にのぼった。

当初入場を拒む役を担っていたのは高谷町内会の役員を名乗る人々だった。拒む根拠を尋ねたところ、主催者たる武田薬品の意向だと判明したので、武田薬品の責任者に説明を求めたが、会場内にいる責任者はなかなか玄関先に姿を現さなかった。根気よく大きな声で5分程頼み続けたところ、ようやく責任者は玄関先に向いてきた。

さっそく責任者に入場拒否の理由を尋ねたところ、この説明会が建設予定地に隣接すること50m以内の居住者に限定して設定したものだからということだった。そこでさらに、藤沢市の同「指導要綱」では居住範囲の明確な限定はないのに、このように厳しい入場制限を設けることの根拠を尋ねた。それに対しては、元々この説明会が住民からの要求に基づいてのものではなく武田薬品が自主的に設定したもので、どのような入場制限を設けるかは主催者の自由裁量と認識しますという趣旨の答えが返ってきた。

このような理屈を並べて武田薬品の責任者は入場を拒む姿勢を崩さなかった。ただし、50m以内の居住者でない藤沢市議会議員2名については、会場での発言をしないという条件をつけて入場を許した。一般住民はそれには続かなかった。

〔玄関先での質問〕

山影冬彦は、入場を拒まれた一人として、会場の玄関先において、武田薬品のこうした姿勢は「近隣住民へ十分な説明」（県環境影響評価手続きの中で県知事や環境影響評価審査会によって重要視されてきた事柄）を忌避するものであり、嚴重に抗議すると態度表明する意味を込めて、次の諸点について、武田薬品に質した。

*その1. 開発行為に係わる「事業予告板」に明記された「予定工事期間」の開始＝2008年11月1日という設定が県環境影響評価手続きを無視するものである点について。武田薬品の新研究所建設事業については県環境影響評価条例による手続きが環境影響評価審査会において継続中であり、審査会は答申案をまとめる段階には到っていない。答申が出るには数ヶ月を要すると予想される。また、答申が県知事に提出された後においても、県知事による最終判断（審査書）とその事業者への送付、事業者による確定した予測評価書の作成・提出・公告とその15日間の縦覧といった諸手続きが必要であり、その期間は、県知事による注文がほとんどつかない最短の場合で見積もっても一ヶ月はかかる。通常は数ヶ月かかる。これらの期間を考慮するなら、着工は2009年以降に設定する以外にない。にもかかわらず2008年11月1日から工事を始めると「事業予告板」で示したことは、県環境影響評価条例による手続きを無視

すると態度表明したことにほかならない。このような尊大な態度は断じて認めるわけにはいかない。着工日を改めた上で「事業予告板」とそれに基づく説明会を設定し直す必要があると考えるが、どうか。

(回答は略す)

*その2. そもそも、看板に偽りあり、について。8月18日付けの「事業予告板」には、設置の根拠として「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導基準第12条の規定による」という断り書きがついているが、藤沢市にはそのような「基準」はない。あるのは「開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱」である。設置の根拠となる「要綱」を「基準」と表記して人目にさらすのは、重大な偽りであって衆目を惑わせる。存在しない「基準」に基づく偽りの「事業予告板」及びそれに基づく説明会は「要綱」上無効であり、設置日を改めた上で「要綱」に基づく「事業予告板」を出し直す必要があると考えるが、どうか。(回答は略す)

*その3. 虚偽の申請について。今次の「事業予告板」は、「藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づく「事前協議申込書」での申請の結果、設置された。7月25日付けの申請書を見ると、「現況及び環境に関する調査報告書」の「文化財」の欄において虚偽の記入が確認された。事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地が十二天遺跡(藤沢市・30)他(藤沢市・29)として存在するのに、「無」と記入されている。十二天遺跡については四十数年前に武田薬品が破壊していた経緯もあることから、このような虚偽申請は恥知らずな行為であって、絶対に認めがたい。申請のやり直しが必要であり、虚偽申請に基づく「事業予告板」の設置と説明会の開催はともに無効であると考え、どうか。(回答は略す)

*その4. 武田薬品は5月縦覧の見解書において、「工事等に係る説明会については、施工業者が決めた後、3~4ヶ月後を目処に開催」とすると確約している。他方、今次のように「事業予告板」に基づく説明会も、周辺住民から要望があれば、開催されるのが通例だが、この「事業予告板」に基づく説明会と見解書で確約された「工事等に係る説明会」との異同関係はどうか。(各々別であり、「工事等に係る説明会」については別途開催する予定であるという答えが返ってきた。)

*その5. やりとりの過程で、28日の説明会については、「事業予告板」に基づくとはいえ、周辺住民からの要望によるものではなく、武田薬品の自主的判断によって開催したものであるという説明があった。住民からの要望としての説明会の開催をこの場で求めたいが、受け付けるか。(受け付けるというので、数名の者がその手続きを取って、武田薬品に書面にて申し込んだ。)

以上の高谷会館玄関先での異常事態は45分間くらいにわたって進行した。

・8月29日の出来事

翌29日、鎌倉市グランマックス・ホールにて19時より行われた説明会においては、武田薬品による入場制限の姿勢は基本的には変わらなかったが、前日と異なり、入場制限を振り切ることができた者が数名でた。入場制限にかかって会場入口で1時間半にわたる立ちん坊を味わったのは一人だった。